

綾瀬市景観計画 色彩基準（綾瀬市全域）

※景観形成重点地区は、別途、色彩基準が定められています。

景の区分	対象地域		建築物、工作物の外壁等の色彩範囲			
			色相	明度	彩度	
生活の景	①	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 	R系	2.0以上	4.0以下	
			Y R系		6.0以下	
			Y系		4.0以下	
			その他		3.0以下	
			無彩色（N）		－	
自然田園の景	②	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 	R系	2.0以上 9.0未満	3.0以下	
			Y R系			
			Y系			
			その他			2.0以下
			無彩色（N）			－
産業の景 ・ 新市街地の景 （商業）	③	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 	R系	3.0以上	6.0以下	
			Y R系		8.0以下	
			Y系		6.0以下	
			その他		4.0以下	
			無彩色（N）		－	
産業の景 ・ 新市街地の景 （工業）	③	<ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 	R系	3.0以上	4.0以下	
			Y R系		6.0以下	
			Y系		4.0以下	
			その他		3.0以下	
			無彩色（N）		－	
沿道の景	④	<ul style="list-style-type: none"> 準住居地域及び次の道路（未整備区間は除く）に面している地域 ・神奈川県道40号（横浜厚木） ・神奈川県道45号（丸子中山茅ヶ崎） ・都市計画道路寺尾上土棚線 ・都市計画道路早川本蓼川線 	R系	3.0以上	6.0以下	
			Y R系			
			Y系			
			その他			4.0以下
			無彩色（N）			－

※①～③の対象地域のうち、④に該当する地域は除くものとします。